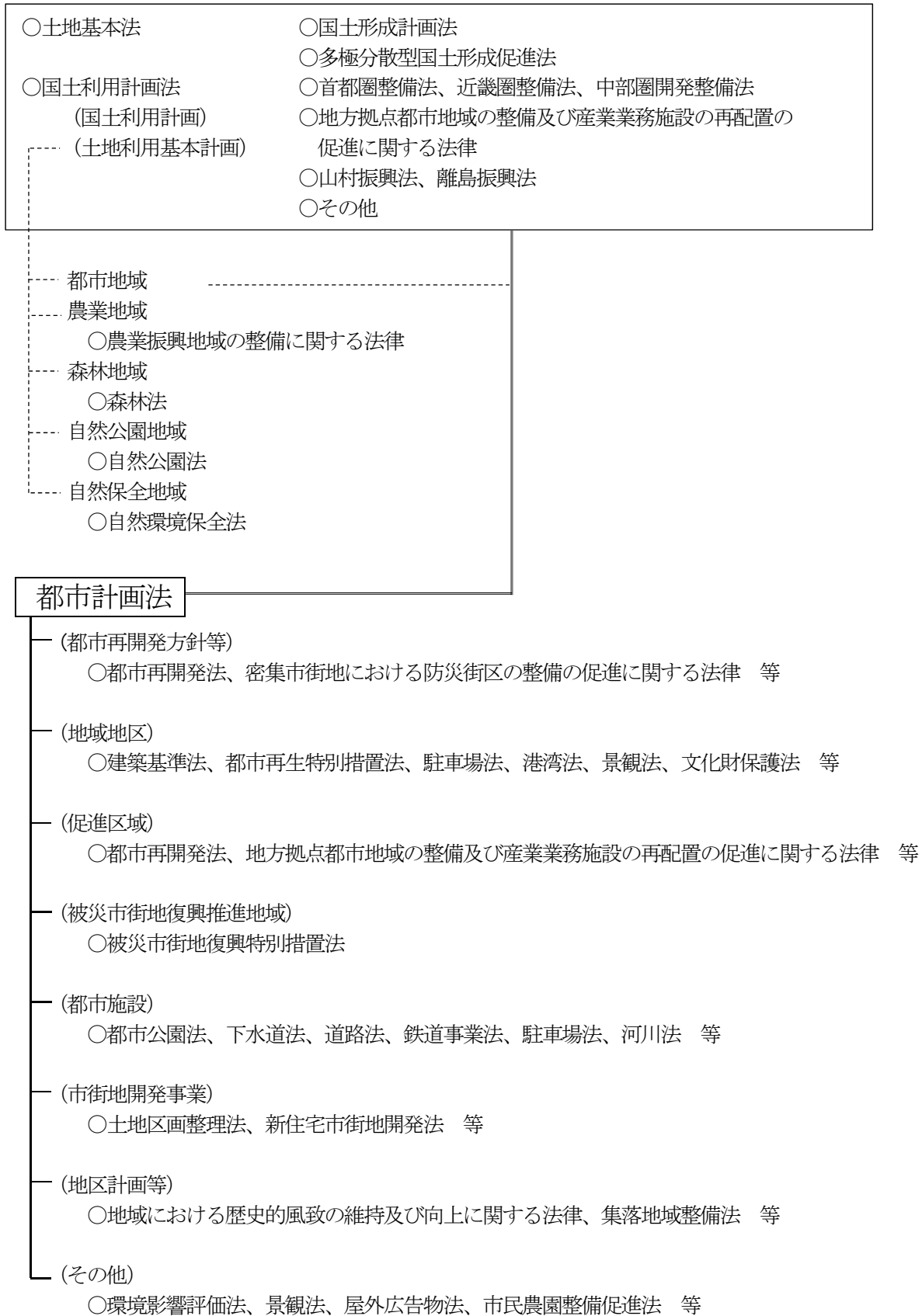


第1章 都市計画法の概要（法令体系、変遷、関連法規）

1-1 都市計画関係法令体系



1-2 都市計画関連法規

都市計画法は多くの法律と関連しており、都市計画区域の指定により様々な法的効果が生じる。

関係法令	法的効果の概要
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。 [法第4条第1項] ・ 一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定する。 [法第5条第1項] ・ 都市計画区域又は準都市計画区域内において、一定規模以上の開発行為をしようとする者は、知事等の許可を受けなければならない。 [法第29条第1項] ・ 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、一定規模以上の開発行為をしようとする者は、知事等の許可を受けなければならない。 [法第29条第2項]
建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域若しくは準都市計画区域内において建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認を受けなければならない。 [法第6条] ・ 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。 [法第51条]
都市再生特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地の適正化を図るための計画（立地適正化計画）を作成することができる。 [法第81条]
土地区画整理法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更等に関する事業。 [法第2条第1項]
都市公園法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園とは、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地。 [法第2条第1項]
国土利用計画法	<ul style="list-style-type: none"> ① 規制区域の指定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域にあっては、その全部又は一部の区域で土地の投機的取引が相当範囲にわたり集中して行われ、又は行われる恐れがあり、及び地価が急激に上昇し、又は上昇する恐れがあると認められるものは、規制区域として指定する。 [法第12条第1項第1号] ・ 都市計画区域以外の区域にあっては、上記のような事態が生じていて、その事態を緊急に除去しなければ適性かつ合理的な土地利用の確保が著しく困難と認められる区域は、規制区域として指定する。 [法第12条第1項第2号] ② 土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者は、当該土地が所在する市町村の長を経由して、知事に届け出なければならない。 [法第23条]
地価公示法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地鑑定委員会は、都市計画区域その他の土地取引が相当程度見込まれるものとして国土交通省令で定める区域内の標準地について、毎年1回、一定の基準日における当該標準地の単位面積あたりの正常な価格を判定し公示する。 [法第2条]
駐車場法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域内において、路外駐車場でその利用について料金を徴収するものを設置する者は、あらかじめ、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（市の区域内にあっては、市長）に届出なければならない。 [法第12条]

1-3 都市計画法等及び県都市計画の変遷

都市計画法等		県都市計画	
1919 (T8)	旧都市計画法施行 ・東京・横浜・大阪・名古屋・京都・神戸に適用		
1923 (T12)	旧都市計画法改正 ・地方主要都市25都市(人口9万人以上)に適用	1930 (S5)	鳥取都市計画区域(鳥取市及び国府町の一部)及び米子都市計画区域(米子市の一部)を当初指定
1933 (S8)	旧都市計画法改正 ・全市に適用, 町村は条例により適用	1934 (S9)	岩美都市計画区域を当初指定
		1935 (S10)	境港都市計画区域(市全域)を当初指定
		1939 (S12)	倉吉都市計画区域を当初指定
		1940 (S15)	県内初の土地区画整理事業施行(鳥取市立川町)
1950 (S25)	建築基準法施行	1951 (S26)	東郷都市計画区域
1954 (S29)	土地区画整理法施行	1954 (S29)	智頭都市計画区域
1956 (S31)	都市公園法施行	1955 (S30)	気高都市計画区域
1957 (S32)	駐車場法施行	1956 (S31)	赤碕都市計画区域
1958 (S33)	下水道法施行	1957 (S32)	鹿野都市計画区域
		1958 (S33)	三朝都市計画区域
		1959 (S34)	郡家都市計画区域
		1960 (S35)	日吉津村全域を米子都市計画区域に編入
		1962 (S37)	羽合都市計画区域を当初指定
		1964 (S39)	青谷都市計画区域を当初指定
		1966 (S41)	関金町の一部を倉吉都市計画区域に編入
1968 (S43)	新都市計画法施行 ・区域区分、開発許可制度の導入	1969 (S44)	鳥取県都市計画審議会条例施行
		1970 (S45)	県内で初めて区域区分を決定(鳥取)
		1971 (S46)	境港都市計画区域を米子都市計画区域に編入し、米子境港都市計画区域とする(併せて区域区分決定)
			東伯都市計画区域を当初指定
		1976 (S51)	淀江都市計画区域を当初指定
			若桜都市計画区域を当初指定
			河原町の一部、船岡町の一部を郡家都市計画区域に編入し八頭中央都市計画区域とする。
1980 (S55)	都市計画法、建築基準法改正 ・地区計画制度の創設	1997 (H9)	福部都市計画区域
1992 (H4)	都市計画法、建築基準法改正 ・用途地域の細分化(8→12用途地域)	1998 (H10)	大栄都市計画区域
1997 (H9)	環境影響評価法制定	1999 (H11)	北条都市計画区域
1998 (H10)	中心市街地活性化法制定		
	都市計画法、建築基準法改正 ・特別用途の類型廃止 ・市町村決定権限の拡大		
2000 (H12)	都市計画法、建築基準法改正 ・都市計画に関するマスタープランの充実 ・準都市計画区域の創設 ・線引き制度の選択制 ・市街化調整区域の地区計画の創設		
2002 (H14)	都市計画法改正		

当初指定

当初指定

第1章 都市計画法の概要（法令体系、変遷、関連法規）

2004 (H16)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画提案制度の導入 ・景観緑三法制定 	2004 (H16)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域マスタープラン作成 ・19区域
2006 (H18)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法、建築基準法、中心市街地活性化法 改正 ・大規模集客施設の立地規制 等 ・歴史まちづくり法制定 		
2008 (H20)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次地方分権一括法施行 	2009 (H21)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設適正立地広域ビジョン ・条例制定
2011 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法改正（大都市等の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止） 		
2012 (H24)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次地方分権一括法施行 ・都市計画法改正（権限移譲） 		
2013 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次地方分権一括法施行 ・都市計画法改正（事務の簡素化） 		
2014 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次地方分権一括法施行 ・都市計画法改正（都市計画マスタープランの決定を指定都市に移譲） 		
2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次地方分権一括法施行 ・都市計画法改正（農水大臣協議の対象範囲の見直し） 	2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> ・東伯都市計画区域と赤碕都市計画域を一の都市計画区域とし、琴浦都市計画区域に変更。 ・米子境港都市計画区域、淀江都市計画区域のマスタープラン変更。
2018 (H30)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法改正（田園住居地域の創設） ・第10次地方分権一括法施行 		
2020 (R2)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法改正（町村による都市計画決定に係る県同意の廃止） ・都市計画法等の一部改正 ・都市計画法改正（災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止） ・都市再生特別措置法改正（居住誘導区域内における災害レッドゾーンの原則除外） 		